

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長 殿
- 【提出日】** 平成28年10月31日提出
- 【発行者名】** ワイエムアセットマネジメント株式会社
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 廣中 享二
- 【本店の所在の場所】** 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
- 【事務連絡者氏名】** 松葉 恭明
連絡場所（東京事業部）東京都中央区日本橋本石町三丁目3番5号
- 【電話番号】** 03-5255-7121
- 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】** YMアセット・バランスファンド（安定タイプ）
愛称：トリプル維新ファンド（安定タイプ）
YMアセット・バランスファンド（成長タイプ）
愛称：トリプル維新ファンド（成長タイプ）
（総称を「YMアセット・バランスファンド 愛称：トリプル維新ファンド」とします。）
- 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】** (1) 当初申込期間（平成28年6月13日から平成28年6月23日まで）
各ファンドについて1,000億円を上限とし、合計で2,000億円を上限とします。
(2) 継続申込期間（平成28年6月24日から平成29年9月15日まで）
各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月27日付で提出した有価証券届出書（以下「原有有価証券届出書」）の記載事項を、信託期間を無期限とすることに伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

2【訂正の内容】

（ 下線部_____は訂正部分を示します。 ）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成28年6月24日 信託契約締結、当初設定、運用開始（予定）

<訂正後>

平成28年6月24日 信託契約締結、当初設定、運用開始
平成28年10月31日 信託期間を無期限に変更（当初は平成38年6月23日まで）

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

<略>

法人の投資者に対する課税

<略>

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

<略>

() 上記は、平成28年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

<略>

<訂正後>

<略>

法人の投資者に対する課税

<略>

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、前にかかわらず所得税がかかります。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1> 個別元本について

<略>

() 上記は、平成28年9月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

<略>

5【運用状況】

< 訂正前 >

< 略 >

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成28年6月24日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成28年6月24日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成28年6月24日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成28年6月24日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

< 訂正後 >

< 略 >

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

該当事項はありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

平成28年6月24日から平成38年6月23日までとします。ただし、(5)により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

無期限とします。ただし、(5)により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

<訂正前>

<略>

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

<訂正後>

<略>

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況および2 事業の内容及び営業の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成28年9月末日現在

資本金の額 1億円

発行可能株式総数 12,000株

発行済株式総数 3000株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書をファンド設定会議において審議します。

ロ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用審査会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用審査会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ハ. 運用審査会議

運用部長が議長となり、原則として月1回運用審査会議を開催し、ファンドの運用実績およびリスクとリターンの状況等の報告、ファンド運用に係る基本方針について検討します。

ニ. リスクマネジメント会議

コンプライアンス部長が議長となり、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。

平成28年9月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	2	7,940,655,566
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	2	7,940,655,566

3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年1月4日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	136,564	流動負債	1,121
現金及び預金	135,887	未払費用	1,072
前払費用	674	未払法人税等	49
未収収益	2	固定負債	
未収入金	0		
固定資産	10,515	負債の部合計	1,121
有形固定資産	924	純 資 産 の 部	
建物附属設備	(1) 924	株主資本	145,957
無形固定資産		資本金	100,000
投資その他の資産	9,590	資本剰余金	50,000
敷金	7,490	資本準備金	50,000
繰延税金資産	2,099	利益剰余金	4,042
繰延資産		その他利益剰余金	4,042
		繰越利益剰余金	4,042
		純資産の部合計	145,957
資産の部合計	147,079	負債及び純資産合計	147,079

(2) 【損益計算書】

自 平成28年1月 4日

至 平成28年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
営業費用		
一般管理費		
給料・手当	1,912	
旅費交通費	342	
租税公課	1,102	
地代家賃	362	
固定資産減価償却費	5	
諸経費	2,376	
一般管理費合計		6,099
営業損失金額		6,099
営業外収益		
受取利息	6	
営業外収益合計		6
経常損失金額		6,093
税引前当期純損失金額		6,093
法人税、住民税及び事業税		49
法人税等調整額		2,099
当期純損失金額		4,042

(3) 【株主資本等変動計算書】

自 平成28年1月 4日

至 平成28年3月31日

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
会社成立日残高	100,000	50,000	50,000			150,000	150,000
当期変動額				4,042	4,042	4,042	4,042
当期純損失				4,042	4,042	4,042	4,042
当期変動額合計				4,042	4,042	4,042	4,042
当期末残高	100,000	50,000	50,000	4,042	4,042	145,957	145,957

(4) その他

重要な会計方針

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しております。耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 15年

注記事項

(貸借対照表関係)

当事業年度（平成28年3月31日現在）

（ 1 ）有形固定資産の減価償却累計額は5千円です。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成28年1月4日 至 平成28年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,000株			3,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	135,887	135,887	
資産計	135,887	135,887	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	135,887	
合計	135,887	

(税効果会計関係)

当事業年度（平成28年3月31日現在）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
繰越欠損金	2,099
繰延税金資産小計	2,099
評価性引当額	
繰延税金資産合計	2,099
繰延税金資産の純額	2,099

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当事業年度（自 平成28年1月4日 至 平成28年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

当事業年度については営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

当事業年度（自 平成28年1月4日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	三友 株式会社	下関市 細江町	50,000	不動産業		事務所の賃 借	敷金の差入 賃借料の支払	7,490 959	敷金 前払費用	7,490 674

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 差入敷金保証金は一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれており
ます。

(1株当たり情報)

当事業年度（自 平成28年1月4日 至 平成28年3月31日）

1株当たり純資産額 48,652.51円

1株当たり当期純損失金額 1,347.49円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年1月4日 至 平成28年3月31日)
当期純損失(千円)	4,042
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失(千円)	4,042
普通株式の期中平均株式数(株)	3,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (平成28年3月末日現在)	事業の内容
株式会社山口銀行	10,005	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社もみじ銀行	10,000	
株式会社北九州銀行	10,000	
ワイエム証券株式会社	1,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成28年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

独立監査人の監査報告書

平成28年 7月26日

ワイエムアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中井 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の平成28年1月4日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。